

独立行政法人福祉医療機構の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成 20 年度～平成 24 年度）の業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

本評価は、平成 20 年 4 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当機構に対しては、特殊法人から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 23 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、暫定評価を実施した。

なお、福祉医療機構の業務は非常に多岐にわたり、それぞれの業務の性質が異なっていることを特記しておきたい。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の貸付を行うこと」という当機構の設立目的に照らし、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営体制の効率化については、福祉医療機構では、平成 20 年 10 月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。また、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行うなど、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進し、また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定及びコンプライアンス委員会の設置など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防

措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

各事業における業務実績を見ると、福祉医療貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができており、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構では、平成20年10月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

特に、東日本大震災への対応については、同会議において、東日本大震災からの復旧・復興への支援策の検討等を行うとともに、更なる迅速な対応を図るため、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、平成23年8月には、理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、東日本大震災事業者再生支援機構への対応等について検討を実施するなど、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した結果、平成20年度から平成23年度までの4年間において、理事ポスト▲1名、部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲9名を削減するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進し、さらに、平成24年4月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）することを決定した。

さらに、民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部を設置するなど、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し業務の効率的な運営を図った。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る

事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

QMSに基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進した。

また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、意見提案箱の設置及び内部通報制度の策定など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

さらに、福祉医療貸付事業においては、毎年度の決算データに基づき、ALM分析を実施し、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチを把握し、将来の金利変動リスクによる財務への影響を確認した。

個人情報保護の取組みについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、その徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ対策に関する各種規程に基づき、その対策の充実を図った。

以上のように、継続的な改善活動を推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、今後導入される金融庁検査への対応を踏まえ、ガバナンスの更なる高度化に向けた取組みに期待する。

(2) 業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した「業務・システムの最適化計画」に基づき、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図った。

また、福祉保健医療情報サービス事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年7月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。

さらに、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）及びCIO補佐官を中心として、情報化推進計画等を策定し、情報システムの運用管理体制の向上を図るとともに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るための外部研修の受講や福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るためのCIO補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修の実施を通じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図った。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、中期目標期間の最終事業年度となる平成24年度に

において、平成 19 年度予算と比べて 15.5%程度の額を節減するという目標に対して、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、システム関連経費の抑制等により、平成 23 年度において 23.3%の額を節減した。

人件費の削減については、業務の効率化等により常勤職員数を抑制した結果、平成 23 年度において中期計画における人件費削減目標（6%）を上回る 14.5%の人件費削減を行うとともに、毎年度、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で公表した。

なお、福祉医療機構の給与水準（ラスパイレス指数（地域・学歴勘案））が国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率については、中期目標期間中に大幅な管理職削減を実施してきており、今後も引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、平成 22 年 4 月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、同計画に基づき、適切に随意契約の適正化を推進し、より一層の競争性、透明性の確保を図った結果、平成 23 年度において、競争性のない随意契約が 6 件となり、同計画における目標（6 件）を達成することができた。また、契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受け、さらに、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、同委員会の点検を受け、改善状況をフォローアップし公表するなど、より一層の競争性、透明性の確保を図った。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度の高い事業等に対して融資を実施した。その結果、平成 20 年度から平成 23 年度までの貸付審査件数は、老人福祉関係施設 1,889 件、児童福祉関係施設 1,635 件、障害者福祉関係施設 627 件、その他 115 件の合計 4,266 件となった。また、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援等に係る資金の融資について、特に政策上推進が必要とされたため、優遇措置等を講じ、円滑な施設整備を推進した。

東日本大震災への対応としては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援した。

また、利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会を実施し、速やかに安定的な事業の実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備した。

さらに、協調融資制度については、平成 20 年度から同制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するとともに、同制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、

代理貸付の受託金融機関へ同制度の案内を行うなど、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。

審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等に対して優先的に融資を実施した結果、平成 20 年度から平成 23 年度までの貸付審査件数は、病院 672 件、診療所 1,208 件、介護老人保健施設 284 件、その他 22 件の合計 2,186 件となった。また、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金やセーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金について、優遇措置等を講じ、病院等に対する円滑な施設整備の推進及び安定的な経営を支援した。

東日本大震災への対応としては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

また、利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、早期段階にて医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を実施した。

さらに、審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における新規融資額については、中期目標及び中期計画において、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成 24 年度予算における同事業の新規融資額を平成 17 年度における新規融資額の実績（4,026 億円）と比べて 20%程度縮減すること（3,220 億円）とされており、縮減を進めた。一方、その後の政策的必要性から、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等の融資を拡大し、平成 23 年度の新規融資額は 3,657 億円となった。

また、同事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達のコスト差を毎年度確保することができた。

同事業の貸付に係る債権については、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックした。

暫定評価期間中におけるリスク管理債権比率については、第 1 期中期目標期間中の

比率の平均1.56%を上回ったものの、福祉医療施設を取り巻く厳しい経営環境のもと、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸出条件緩和を積極的に実施し、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援した結果、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%（リスク管理債権額781億円）となり、第2期中期目標期間の初年度にあたる平成20年度末におけるリスク管理債権比率2.97%（リスク管理債権額962億円）と比較すると、0.53%（181億円）の減少を図ることができた。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災直後に理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなどし、返済猶予や貸付条件の緩和をするなど、積極的な支援を実施した。

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成21年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。

一方で、医療・福祉分野は、日本再生戦略において新たな成長を目指す重点分野とされ、2020年までに50兆円の需要創造と284万人の雇用創造が目標に掲げられている。このため、福祉医療機構においては、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大や貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、年間のセミナー実施計画を機構のホームページに掲載するなど、受講希望者の受講機会の確保に努めるとともに、受講者アンケート調査結果に基づき、機構発の経営情報発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施するなど、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供し、セミナーに関する開催内容の告知、延べ受講者数及び満足度指数については、中期計画に定めた目標を達成した。

個別経営診断については、診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるよう経営支援を行い、個別経営診断の診断実績については、積極的なPR活動などを実施した結果、中期計画に定めた目標を達成するとともに、個別経営診断の申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間についても、中期計画に定めた目標を達成した。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、平成23年度より福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討するとしたことから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業については、平成 22 年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を設定した募集要領を毎年度策定し、機構ホームページ等で公表した。

また、東日本大震災の被災地支援については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となる NPO やボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成 23 年 6 月～7 月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的を置いた平成 23 年度 2 次募集を行い、被災地において NPO 等が行う活動に対して積極的に対応した。さらに、平成 24 年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO 等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。これらの支援については、職員が積極的に現地に出向き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災地の NPO センター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行った。

助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、毎年度、審査項目や審査基準等を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、福祉医療機構ホームページにおいて公表し、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査、採択した。なお、助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合及び助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間については、中期計画に定めた目標を達成した。

また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックした。

また、助成事業の成果（効果）として、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の確保及び助成先団体を実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査については、中期目標及び中期計画に定めた目標を達成した。

さらに、事業効果の高い優れた助成事業については、ヒアリング評価結果等を踏まえて選出し、その事業概要や効果をホームページで公表するだけでなく、事業評価報告書や機構月刊広報誌「WAM」にも掲載するとともに、その助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介する事業報告会を開催し、広く周知を図った。

特に、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要とされる NPO などによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催したが、当日の様子は、NHK ニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得た。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、給付回数の見直しや事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が中期計画の目標値を大幅に上回る実績をあげた。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、共済契約者の事務負担の軽減を図るため、電子届出システムを利用する共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、利用率は 83% と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、90% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができるとともに、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

さらに、東日本大震災への対応としては、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の 348 法人に連絡をとり、うち要望のあった 21 法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業については、毎年度、外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、各年度の決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体、障害者関係団体等の関係者へ報告及び情報の公表等を行うことにより、事業の透明性の確保を図った。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、毎年度概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保したが、平成 21 年度を除いて、平成 23 年度までの運用実績が厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加等によって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成 23 年度末における繰越欠損金については、約 132 億円となっている。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいのが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業については、提供情報の向上に資するため、都道府県や国と連携を図り、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の最新の情報を迅速に提供したほか、機構開催の施設経営セミナー及び厚生労働省で開催された審議会等の講演内容をわかりやすく集約した概要コラムを作成のうえ掲載することにより、掲載情報の充実を図った。特に、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。

また、見直しの基本方針に基づき、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止したが、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行った。さらに、年間ヒット（アクセス）件数、利用機関登録数及び利用者満足度については、中期計画に定めた目標を達成しており、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施するため、平成22年2月に制度取扱を変更し、さらに、見直しの基本方針に基づき平成23年12月に制度取扱を変更した。また、平成22年2月に導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。さらに、ホームページ、リーフレット等に多重債務者に対する専門相談機関への相談勧奨、相談先を明記するとともに、平成23年12月の制度取扱い変更にあわせて、借入申込書類にも注意を促すためのごあんないを追加した。

貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映するとともに、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定し、安定的で効率的な業務運営を実施した。

東日本大震災への対応としては、平成23年4月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成23年12月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行った。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

当該業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図った。また、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、東日本大震災への対応としては、返済相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250件の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(4) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標及び中期計画に基づき適正に実施している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において、一定水準の自己収入を確保した。さらに、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件により円滑な資金調達を行った。

保有資産の見直しについては、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付または国庫納付の手続きを進めていることが認められる。なお、平成 24 年度以降に国庫納付することとされた保有資産が適切に国庫納付されるよう、当委員会としては、引き続きその取組み状況を注視していくこととする。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用を行い、職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、評価結果を人事及び給与等に反映することにより、士気の高い組織運営を図った。また、人材の育成については、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いた研修の開催及び専門性の高い職員を育成・確保するための資格取得支援制度の導入・実施により、職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の 100% 以内となり、中期計画に定めた目標を達成した。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。